

## 平成17年度第1回大阪家庭裁判所委員会 議事概要

(大阪家庭裁判所事務局総務課)

平成17年5月19日(木)に開催された平成17年度第1回大阪家庭裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

### 1 日時

平成17年5月19日(木)午後3時00分から午後5時10分まで

### 2 場所

大阪家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

(委員) 泉耿子, 伊藤智, 加藤治子, 北澤和彦, 久貴忠彦, 永田祥子, 永田広道, 中本和洋, 大仲土和, 村地勉, 中田昭孝(敬称略)

(事務担当者) 秦稔幸, 池田善信, 寺田行廣, 小西義孝, 紀太哲夫

(庶務) 藤井祥裕, 荒谷智一

### 4 議事 ( : 委員長, : 委員, 事務担当者)

#### (1) 所長あいさつ

#### (2) 新委員紹介

#### (3) 意見交換

ア 前回までの意見交換を踏まえて

まず, 前回の委員会で頂いた御意見について, 裁判所の方で検討を進めて運営に反映させた点等の概要を係から報告いたします。

前回の当委員会で御指摘のあった, 成年後見の「制度の違いがわかるような説明」という点では, 「申立ての手引き」や「成年後見人の仕事と責任」などのパンフレット類に, 保佐や補助についての説明を加えて改訂いたしました。

また, 前回御紹介した, 新しい審理の方式による成年後見等開始申立て事件の処理を, 本庁で1月から実施しております。この方式は, 受付部署で, 当事者の準備に必要な書類や費用, 手続の流れなどを, 「後見申立てセット」という封筒詰めセットにして事前に書類で一括して配布するとともに, 新たに作成した20分程度の手続案

内ビデオを1階ロビー横待合室で常時放映して、いつでも、何度でも、視聴できるようにしました。これにより、前回の「制度を利用しようとしている人や迷っているような人にもわかる説明」という御指摘についても、制度を利用された場合に、裁判所の審理がどのようになっているかという点を御理解いただけるようになったと思います。

現在のところ、新しい方式による事件の処理は順調に推移していると思われます。申立ての当初から、当事者のニーズを的確に把握できるので、その後の鑑定の手続にしても、家庭裁判所調査官による調査にしても、事案に応じたメリハリの利いた処理を進めることができ、例えば、鑑定を要しない補助のケースなどでは、後見申立てセットに基づいて御準備いただいた上、補助人候補者と本人も一緒に申立てにお越しになるだけで、即日調査によってほとんどの審理が終了するため、申立てから1週間程度で審判ができるケースも現れております。

#### イ 人事訴訟移管1年を踏まえて

それでは、本日のメインテーマである「人事訴訟移管1年を踏まえて」に移りたいと思います。最初に意見交換の前提となる事項の理解を深めていただくために、制度の概要等について事務担当者から説明します。そして、意見交換に入る前に、3月に行った準備検討会での御意見も踏まえて、実際に人事訴訟に関与した経験を持つ参与員3人から、関与した経験談等についてお伺いすることとしましたので、これから、入室していただきます。

(参与員入室)

それでは、最初に人事訴訟の概況について事務担当者から説明します。

別紙第1のとおり

次に、参与員候補者の選任手続等について、やはり事務担当者から説明します。

別紙第2のとおり

最後に人事訴訟に関与することとなった家裁調査官の執務状況等について、やはり事務担当者から説明します。

別紙第3のとおり

続いて、参与員から体験談等についてお話を伺いたいと思います。

[ A 参与員（男性） ]

私は、家事調停委員としての4年半の経験と、参与員として、1年間で、人事訴訟に3回立ち会い、担当裁判官も2人に立ち会った経験から感じたことを3点に絞ってお話しします。

1点目は、家事調停と人事訴訟の連続性の問題です。これについては、これまで様々な議論がされた結果、今のところ家事調停の独立性を強調する観点から、調停の記録は訴訟に持ち込まない、連続させないことになっています。しかし、調停と訴訟の両方に関与してみると、調停で当事者がいろいろ述べるわけで、その内容や不成立になった経緯や理由などは、人事訴訟の中で、当事者にとっても重要であるし、訴訟の迅速性や充実の観点からも有益だと思うので、今後、更に議論を深めて両者を連続させてほしいと思います。

2点目は、家事調停の重要性を再認識したことです。訴訟では、証拠調べを中心に手続的側面が重視される結果、当事者の感情的な部分は省かれる傾向にありますし、公開の場では当事者も自分の考えをはっきり言えていないと感じられます。しかし、離婚問題は当事者の感情的側面が強く、情理を踏まえた解決という意味からは、家事調停が訴訟よりも重要だと感じています。

3点目は、訴訟の運営面についてですが、裁判官が、事前打合せで短時間に要領よくポイントを説明してくれたり、審理中は質問等がしやすいように配慮してくれたり、評議の場でも我々の意見を高く扱ってくれるなど、審理への参画意識は強く感じられるよう配慮してくれて、そういう点で広く国民の声を裁判に反映させる趣旨では、運営が非常にうまく行っていると思います。ただ、事前準備の時間にもう少し余裕が欲しい点と、自分が関与した事件の結論がどのようになったかについて知る機会があればという点は改善を検討してほしいと思います。事前準備の点は、30分前に集合すると、あいさつや旅費の手続と裁判官の説明だけで、証拠書類を見る時間がほとんどなく、証拠調べで書類について聞いている内容がよく理解できないことがあります。事件の結論の点は、調停委員としての場合も含めて、和解や判決でどのような結果になったかが分かれば、次に別の事件に関与したときに役立つと思うからです。

[ B 参与員（女性） ]

私は、友人の勧めもあり参与員に応募しましたが、それまでは普通の主婦で、裁判とかには無縁の生活をしており、そういう立場で感じたことを述べます。

私は昨年11月に離婚の訴訟に1回だけ関与しましたが、当日までは当事者の名前以外は何も知りませんでした。当日は、45分前に集合し、裁判官から事件のポイントについて簡潔に説明を受けて、ざっと事件の流れは理解できましたが、分厚い原告の陳述書は時間も少ないのでざっと目を通しただけで詳しい内容は分からないまま審理に入ったという感じでした。法廷では、初めてのことであり、裁判官や弁護士の発言内容を興味深く聴いていましたが、最後に裁判官から何か質問はないかと聞かれたので、ずっと聴いていて疑問に思った点を一、二点質問しました。そして、裁判官室に戻った後、相方の男性参与員は、調停委員もしていたようで、経済的なことなどポイントをとらえた意見を述べていましたが、私は、何をポイントにとかいうことも分からないので、女性の方が気の毒だとか、やり直すことは難しいと思うといった形で感じたままの意見を述べました。そういう意味で、やはり事前に、どちらが有責か、どちらが何割くらい責任があるか、金額が問題である、などどこに注意をしながら聴けばよいのかということをおあらかじめ指示してもらえれば、もう少し聴き方も違ったのにと後になって感じました。

あと、A参与員と同様に、その裁判の結果がどうなったかは非常に気になるので、どういう形でも知りたいと思います。また、職員等から先生と呼ばれるについては、私のような一主婦としてはとてもくすぐったく感じるので、やめてほしいと思います。

ただ、今回参与員になって裁判に関与したほか、それ以外にも何度か傍聴したりもしたことで、自分自身少しは裁判が身近になったという気がしていることが良かった点だと思っています。

#### [ C 参与員 (男性) ]

私自身は、経営コンサルタントをしていて大阪府の商工会議所等で経営相談を受けたりする中で、国民の司法参加として調停委員や司法委員あるいは参与員が事件関与しているが、そういう人たちの関与を受けた当事者の話を聴くとストレスを感じているように思われるので、一度どういう世界なのか見てみたいと考え、参与員であればそれほど仕事にも差し支えなくできるようなので応募しました。そして、現在までに

参与員としては3回事件に関与した中で、事件の結果がどうなったのかという点が気になっていました。そこで、自分なりに、どうして私たちに結果が知らされないのか、あるいは知るべきでないのかとかを考えて、以下のような結論を出しました。それは、この制度では、裁判官は、我々参与員が事件の概要を理解できるように15分程度で説明するために、非常に丁寧に事前準備をして資料を作成していますし、審理終了後は我々の情緒的な意見にも真しに耳を傾けるなど、我々が関与することで非常な負担を負っていると感じられます。もし、これを判決の際にも、事前にポイントをまとめて30分程度で参与員に説明とかをすると、裁判官の負担が更に増えるので、裁判官としては現状のやり方が精一杯ではないかと思います。

また、先ほど述べましたように、国民が司法へのストレスを感じている中で、自身も参与員になって考えるのは、少しでも国民のストレスを緩和するような役割があると思います。そのためにも、裁判員制度ほどではないにしても、もう少し参与員制度についてPRしてはどうかと思います。それによって、我々のような年代(40代)でも、年に1回半日くらいであれば時間は取れるので、幅広い層から参与員として登録してもらえるようになり、それで国民の参画意識が芽生えると思います。

それでは、意見交換の前に参与員の方からもう少し聞きたいという点があれば御質問をしていただきたいと思いますが、その前に、参与員3人全員から、立ち会った事件の結果を知りたいという意見がありましたので、その点について裁判所として説明することはありますか。

結果について参与員に知らせるかどうかという点について明文の規定等はありませんが、御意見はもっともだと思いますので、持ち帰って検討させていただきます。

前準備の時間が足りないという意見がお二人からありましたが、参与員の方の負担の面もあると思うので、あとどのくらいあれば足りると考えるのですか。

[ A 参与員 ]

30分前集合だと事務手続をして裁判官の話を聴くと証拠資料を見る時間がないので、その時間としてあと10分か15分程度は必要と思われます。

[ B 参与員 ]

今は、2人の参与員が15分程度で一つの資料を見ることになるので、1人15分

程度で相手に気を遣わずに資料を見る時間がほしいと感じます。

[ C 参与員 ]

私としては、それほど証拠を見る必要があるのかという気がします。我々はプロではなく法廷のやり取りを聴いて、自分が感じたことをそのまま裁判官に伝えるだけで、それを裁判官が法律的にどう構成するかという役割だと思うので、今のように、事前に裁判官からきちんと説明を受けて審理に臨むだけで十分だと感じています。

裁判所としては、裁判官や参与員の負担面もあり、膨大な記録を読んでもらうよりも、できるだけ裁判官からポイントを絞った説明をする形が良いのではないかと考えて運用しています。参与員は、裁判員のように結論を出す判断者ではなく、担当裁判官が判断する上で、この点について一般国民の意見を聴きたいということで関与していただくものなので、担当裁判官がそれに必要と考える範囲で説明その他をしています。もちろん事件により裁判官が事前に参与員に証拠を検討してほしいということであれば、もっと早い時間に集合してもらおうということも考えられます。

C 参与員の言われた司法に対するストレスという点を、もう少し具体的に伺いたいのですが。

[ C 参与員 ]

私が調停制度を利用した人から受けた相談で感じた点を述べてみます。利用者としては、調停制度を利用する場合には、通常は親族や知人への相談等できる手段は全部やった上でどうにもならない状態になって利用するのに、調停委員からは、もう少し話し合ってみるとか、親族とかと相談してみてもと言われることも多いようです。そうすると、裁判所に行ってみれば第三者が間に入って、ある程度妥当なアドバイス、解決方法が得られると期待しているにもかかわらず、言ってみれば、近所の人に相談したのと同じアドバイスしか得られずに期待が裏切られることとなって、結果としてストレスを感じるということです。

私は人事訴訟を傍聴して強く感じたのは、A 参与員も言われたように、もっと調停で双方が合意して解決できるようにしなければということです。訴訟では、傍聴者の気分が重くなるくらい相手を非難し合っているのです。参与員は大変だと感じました。

それでは時間もありませんので、意見交換に移りたいと思います。3人の参与員の

方はお疲れ様でした。

先ほど頂いた後見セットは非常によくできていて分かりやすいと思いますが、一点、申立てから結論が出るまでの期間が、よく見ないとどこに書いてあるかよく分からない点は修正が必要と考えます。利用者はやはり申立てをした場合に掛かるお金と期間がまず知りたいと思うので、よく読めば「3か月程度で」と書いてありますが、もっと太字にするとか目立つようにすべきと考えます。

実際に参与員が関与した裁判を経験した裁判官がどのように感じているかという点を伺いたいが。

担当裁判官に話を聞いたところでは、確かに負担感はあるが、国民の良識を審理に活用するという趣旨の制度であるし、一般国民にもより分かりやすい判決を書く必要性が高まる中、短い時間で参与員に理解してもらえるように事前説明のための準備をすることは、その訓練になるということで有効だという意見がありました。

昨年、家裁に移管される前に、調査官に話を聞いた時に、自分の調査結果がそれまでの家事事件と違って当事者に渡るということで心配されていた部分がありましたが、実際に始まってみてどうであったかという点と、この1年では調査報告書の閲覧制限をした事例はないとのことでしたが、もし閲覧制限をする場合はどういうケースが具体的に想定されるかという点をお伺いしたい。

調査報告書が原則開示になったという点について、当初はやはり緊張感がありました。その結果としては、だれが見ても分かりやすく納得してもらえる報告書を作成する必要性を意識するようになりました。また、閲覧制限の点で考えられる例としては、例えば、子供の学校、幼稚園等の先生等に調査した場合、当事者が過去に学校等に押し掛けて学校の運営に支障を来したことがあるといった話を聞いた場合、その部分は開示しないということが考えられますし、子供への調査で親について厳しい感情を吐露した場合、離婚しても親子ということは変わらないので、その場合には当該親には部分的に開示しないという運用が考えられるという気がします。

人事訴訟の調査報告書は開示が前提ということで、家事事件の調査報告書とで書き方や内容を違えるということはないですか。

発足当初には、そういう意識があったことは確かですが、実際には、ほとんど違い

はありません。言えるとすれば、家事事件は包括調査なのでいろいろなことを書く必要が大きいですが、人事訴訟は各種証拠書類や当事者等の証言が既にあるので、より簡潔に書けば良いという点があります。

報告書を開示するかどうかについて、調査の相手方にはあらかじめ説明等はしているのですか。また、調査の相手方が開示を拒否するとか、開示が前提になるために、相手の話す内容に影響が出て、調査に支障があるということはないのですか。

当然、調査を始める前に開示の点は説明しています。当事者の場合にはあらかじめ代理人から聞かされている場合も多く、いずれにしても、開示することが相手の話す内容に影響を与えているという感じを受けたことはありません。

当事者はともかく、第三者とかの場合にも影響はないのですか。

ありません。そもそも基本的に第三者に調査することは少なく、当事者のプライバシーの問題もあるので、近所の人とかに聞くことは考えられず、そういうことに配慮ができるとともに客観的な見方ができるということで、学校関係者に聴くことがある程度です。

DVの関係で病院に調査に行くことはあるのですか。

ありません。そういう場合は当事者が診断書を出しているし、DVが離婚原因かどうかという点を判断するのは裁判官で、調査官の調査の対象ではありませんから。我々が病院に行くとしたら、子供に何か症状があるのかとか、当事者に精神的な病気があるかないかについて調査を命じられた場合に、あくまで当該当事者の了承を取った上ですが、主治医に話を聴きに行くことは考えられます。

そうすると、当事者の依頼で医師が診断書等を書いた場合、それが相手方に開示されることはあるのですか。

当事者が書証ということで裁判所に提出した場合は、開示するかどうかというよりも、当然に相手方に写しが渡されることになります。

調停委員の場合は、やはりある程度手続を理解して、法律的知識も必要ということで研修等も盛んにされているようですが、参与員の場合は、制度的に、やはりそういう知識が豊富な方が望ましいのか、それとも素人というか、何も知らない方がいいのかという点について任命する立場としての考えはどうですか。



人事訴訟に関与する参与員については必ずしも法律的知識を期待されているわけではなく、裁判官が判決を書くに当たって国民の視点からの意見を聴きたいということなので、調停委員のように研修ということもそんなに必要はないと思います。

1年の事件数が824件あるうち、参与員が指定されたのが45件ということで、全体の約5パーセントの事件にしか関与していませんが、制度発足以前のイメージからすると非常に少ないと感じられます。その原因に、裁判所として、予算が掛かるとか面倒だということがあるのかも分かりませんが、制度を作った以上は、どんどん関与させて司法への国民参加の一形態として活用していくべきではありませんか。

予算面の縛りがあるとか、手間が掛かるので関与させたくないという意識は裁判所として全くありません。その数字については、1年目ということが大きく影響しています。つまり、訴訟が起こされてから参与員が関与する証拠調べに入るまでには、どうしても半年程度は掛かるので、制度発足1年目は時間的なロスがあります。また、新受事件の中には被告が出てこないような事件など参与員が関与するのに適当でない事件も相当数あります。裁判官の話や聞くと、実質的に対立した立証がされている事件については、特に支障がない限りは参与員に関与してもらおう方向で考えているということなので、2年目になれば関与事件数も伸びていくと思われれます。

資料とかを見ると、大阪家裁には人事訴訟に関与する予定の参与員が約100人いるが、先ほどの話だと3回やった人もいれば1回の人もあるし、いまだ1回もやっていない人も相当数いるようです。参与員として任命した以上は、全員がせめて1年に1回は関与できるようにすべきで、そのためには関与事件を100件程度、全事件数の1割程度を目指してやるべきではないですか。

特に女性の参与員が多い関係で、男性は何度かやる反面、女性は1回もやっていない人がある程度いるという現状となっています。そのため何とか男女の比率を同じ程度にするように努力したいと考えています。また、もっと参与員を関与させる事件を増やすようにという御意見は裁判官に伝えます。

調停が不成立となった当事者からその後の手続を聞かれた場合に説明するためにも、パンフレットには手続費用としての印紙代や切手代についても具体的に記載していただければと思います。

また、人事訴訟を家裁で行うメリットとして手続の一貫性ということが表示されていますが、実際は先ほどから出ているように内容については連続性はないのだから、当事者が、調停で出された内容は訴訟に引き継がれると誤解しないよう、きちんと説明を書いておくべきではないですか。

一貫性を重視すると反対に調停で自由な発言ができなくなって調停の柔軟性を損なうという考えから、立法段階では調停手続を引き継がないということになったので、その点をもう少し明確に説明が必要という御意見ももっともだと思います。当庁で作成する資料について表現を検討していきたいと思います。

事例として増えているDVとか児童虐待とかも離婚事由になるということが分かるような資料にした方が良いと思います。具体的には法律の条文上はないので、括弧書きなどで明記してはどうでしょうか。また、訴訟の公開という点は、周囲の目を気にして警察への届出等をちゅうちょするという場合があるが、人事訴訟では、同様の理由から非公開を要望するという声はないのですか。

非公開の申立てという点では、今のところそういう申出は聞いていません。

参与員の事前準備について、陳述書は当事者の言い分の概要が分かり、実際の法廷での陳述を聴く上で有効だと思うので、やはり2人の参与員がそれぞれ当事者の陳述書を読めるくらいの時間は確保すべきだと思います。

その点は参与員の意見ともども裁判官に伝えます。

以前、移管直前の人事訴訟を取り上げた平成16年3月の当委員会で、家庭裁判所では手続相談までしかできないので、法律相談等利用者のニーズに柔軟に対応できる弁護士会の相談所が家庭裁判所の近くにも必要ではという議論がありましたが、今年4月に、西日本では初めてとなる家事専門の相談センターが、大阪弁護士会によって、当庁の向かいに開設されましたので御紹介します。

当委員会は家庭裁判所の運営に関して意見を述べる場ですが、法曹会全体にとっても市民の意見を聴く場であると思うので、大阪弁護士会でもその御意見を重視して開設することとなりました。

たくさんの貴重な意見をありがとうございました。まだ議論したいという方もあるとは思いますが、そろそろ時間ですので打ち切りたいと思います。本日頂いた御意見

については、当庁の方で検討して、実務に取り入れるべき部分は取り入れるなどして、また、次回に御説明したいと思います。

(4) 次回の意見交換テーマ，次回期日等

次回の意見交換テーマについてですが、前回と今回の二度にわたり家事事件の分野から続きましたので、今回は少年事件の分野から提案したいと思います。

少年人口が減少する中、少年非行も総件数はやや減少傾向に入っておりますが、罪質等から少年鑑別所へ入所させる身柄事件は依然として多く、社会の耳目を集める重大事件も続発しております。そのような中、平成13年から施行されている改正少年法において明文で規定されました、「保護者に対する措置」を次回テーマとしたいと考えています。特に、少年事件係属中（主に試験観察中）の保護者数人と家裁側職員等数人でフリーディスカッション形式で行っている「家族の会」について御紹介して、参加保護者の選定、実際の会の進行内容等について御意見を伺うようにしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

（各委員）結構です。

(5) 次回の予定等

ア 平成17年度第2回委員会開催日時

平成17年11月30日（水）午後3時

イ 上記委員会のテーマに関する準備検討会日時

追って調整する。